

資料 3 - - 2

農林水産省における研究・技術開発の政策評価に関する指針（案）

平成 14 年 5 月 日
農林水産技術会議決定

第 1 趣旨

今日、我が国は研究・技術開発を国の最重要課題の一つとして位置付けており、その効率約・効果的推進を図る上で、国の研究・技術開発システム構築の一環として厳正な評価の実施が強く求められている。

さらに、平成 13 年 4 月 1 日からの試験研究機関の独立行政法人化により、研究・技術開発体制が再編成されることとなり、独立行政法人、都道府県、認可法人、公益法人、民間企業及び大学（以下「研究実施主体」という。）により推進される研究・技術開発に係る施策の重点的・効率的な推進がこれまで以上に重要となっている。

このような状況にあって、平成 13 年 11 月 28 日には第 2 期科学技術基本計画に基づき「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の発展的見直しが行われ、評価における公正さと透明性の確保、評価結果の予算、人材等の資源配分への適切な反映、評価に必要な資源の確保と評価体制の整備を図ること等が重要な改善点として盛り込まれた。

また、平成 14 年 3 月 29 日には「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成 13 年法律第 86 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、「農林水産省政策評価基本計画」が策定され、同法に基づいて農林水産省が行う政策評価の一つとして研究・技術開発の事業評価が位置付けられたところである。

このような状況を踏まえ、「農林水産省における研究・技術開発の政策評価に関する指針」（平成 13 年 4 月 17 日農林水産技術会議決定）を改訂し、農林水産省における研究・技術開発の政策評価の一層の充実を図るため、評価等の種類、実施方法、評価結果の取扱い等に関する基本的事項を定めることとする。

第 2 評価の種類と実施体制

1 評価の種類

（1）農林水産省における研究・技術開発に関する政策評価として、以下の評価を実施するものとする。

ア 研究分野別評価

イ 研究制度評価

ウ 研究課題評価

（ア）プロジェクト研究評価

（イ）競争的資金による研究評価

（2）前項に掲げるもののほか、政策評価の高度化に資するための調査として、フォローアップ調査を実施するものとする。

2 評価の実施主体

評価の実施主体は、農林水産技術会議（以下「技術会議」という。）とする。

3 評価実施体制

(1) 研究・技術開発の政策評価を効果的に行うため、技術会議の委員及び専門委員によって構成される評価専門委員会を開催する。

なお、専門委員の任期は、原則2年とする。ただし、再任を妨げない。

(2) 評価専門委員会は、研究・技術開発の政策評価に関する以下の事項について調査・審議するものとする。

ア 評価計画の策定に関すること

イ 研究分野別評価、研究制度評価及び研究課題評価の実施に関すること

ウ 評価手法の改善に関すること

エ その他必要な事項に関すること

(3) 研究分野別評価及び研究課題評価の円滑な実施を図るため、評価専門委員会の下で、それぞれ専門委員及び外部専門家又は外部有識者（以下「外部専門家等」という。）によって構成される研究分野別評価分科会及び外部専門家等によって構成される研究課題評価分科会を開催する。

(4) 評価専門委員会の庶務は、農林水産技術会議事務局技術政策課において行う。

第3 評価の実施方法及び評価結果の反映

1 研究分野別評価

(1) 評価の趣旨

食料・農業・農村基本計画等に基づき策定された農林水産研究・技術開発戦略（平成13年4月2日付け12農会第3103号農林水産技術会議事務局長通知。以下「研究・技術開発戦略」という。）に沿って、研究・技術開発戦略に定められた研究分野ごとに、研究実施主体が行う研究・技術開発の実施状況を把握し、評価を実施する。

なお、林業及び水産業に係る分野ごとの評価についてもこれに準じて行うものとする。

(2) 評価の対象

評価の対象は、研究・技術開発戦略で位置付けられた研究・技術開発内容とする。

(3) 評価の方法

評価の方法は、以下のとおりとする。

ア 評価専門委員会は、研究・技術開発戦略の中から毎年度計画的に、当該年度において重点的に評価を行うべき複数の分野（以下「重点分野」とする。）を選定する。

イ 農林水産技術会議事務局長（以下「事務局長」という。）は、評価専門委員会重点分野を選定した後、研究分野別評価分科会を開催する。研究分野別評価分科会は、アにより選定した重点分野について、書面にて（ただし、必要な場合は現地において）研究状況を調査、把握するとともに、必要性、効率性、有効性等の観点から評価項目を設定し、これに基づき評価を行い、また、重点分野以外の分

野について進捗状況の点検・調査を行い、これらの結果を評価専門委員会に報告する。なお、評価に際しては、研究実施主体自らによる評価・点検に係る資料を活用するものとする。

ウ 評価専門委員会は、イの報告を踏まえて、重点分野の評価を行うとともに、技術会議に報告する。

エ 技術会議は、ウの報告を踏まえて評価を行うとともに、研究・技術開発戦略の見直し、研究推進体制等の改善、予算の配分等、所要の措置の決定を行う。

2 研究制度評価

(1) 評価の趣旨

産学官の連携、競争的環境の整備、若手研究者の育成や流動性の促進等、効率的かつ効果的に研究を推進するための研究制度の評価を実施する。

(2) 評価の対象

評価の対象は、産学官の連携、競争的環境の整備、若手研究者の育成・流動性の促進、研究成果の活用促進、地域における農業研究の振興等を目的とした各種の研究制度とする。

(3) 評価の方法

ア 評価専門委員会は、各種の研究制度の運営状況を勘案の上、評価対象とする研究制度を選定する。

イ 評価専門委員会は、アにより選定した研究制度について、必要性、効率性、有効性等の観点から評価項目を設定し、これに基づき評価を行うとともに、その結果を技術会議に報告する。

ウ 技術会議は、イの報告を踏まえて評価を行うとともに、研究制度の見直し、運用の改善、予算の配分等、所要の措置の決定を行う。

3 研究課題評価

研究課題の効率的かつ効果的な企画・採択、実施のため、評価を実施する。なお、国の支出を受けて都道府県、民間等の試験研究機関で実施される研究についても、原則としてプロジェクト研究に準じて評価を行うものとするが、その実施に当たっては、国の負担度合い、研究制度の内容等に応じて、評価の時期、評価方法等を配慮するものとする。

(1) プロジェクト研究評価

ア 評価対象

評価の対象は、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究課題とする。

イ 評価時期

原則として研究開始前に行う事前評価及び研究終了時に行う事後評価を実施するものとする。また、5年以上の研究期間を有するプロジェクト研究については、2～4年ごとに中間評価を実施するものとする。

なお、優れた成果が期待され、かつ研究の発展が見込まれるプロジェクト研究

については、切れ目なく研究が継続できるように、1年前倒しに事後評価を行うことができるものとする。

ウ 評価の方法

評価の方法は、以下のとおりとする。

(ア) 事務局長は、必要性、効率性、有効性等の観点を踏まえてプロジェクト研究の評価項目及び評価基準を定め、評価に係る事務を行う。

(イ) 事務局長は、原則として、事前評価に当たっては外部専門家等へ書面により評価を依頼し、中間評価及び事後評価に当たってはプロジェクト研究ごとに研究課題評価分科会を開催する。

(ウ) 事務局長から評価を依頼された外部専門家等及び研究課題評価分科会は、(ア)の評価項目及び評価基準に基づき評価を行い、その結果を評価専門委員会に報告する。

(エ) 評価専門委員会は、(ウ)の報告を取りまとめ、評価専門委員会の評価結果とし、技術会義に報告する。

(オ) 技術会議は、(エ)の報告を踏まえて評価結果を決定するとともに、課題・研究計画の見直し、予算の配分等、所要の措置の決定を行う。

4 フォローアップ調査

(1) 調査の趣旨

研究・技術開発が社会経済に及ぼす波及効果は、研究・技術開発の評価を行う上で重要な要素たり得るものであるが、一般に、研究終了後一定の時を経てはじめて確認することが可能となるものである。このため、研究によって開発された主要な技術のうち研究終了後一定期間経過したものについて、そのもたらす波及効果の把握及び評価手法の確立を図り、過去の評価の妥当性の検証に資するものとする。実施主体

(2) 調査の実施主体

フォローアップ調査の実施主体は、事務局長とする。

(3) 調査の対象

事務局長は、終了した研究によって開発された主要な技術を計画的に選定し、調査の対象とする。

(4) 調査の手法

ア 事務局長は、主要な技術を選定し、その効果を把握する。なお、調査に当たっては、調査の一部を外部に委託することができるものとする。

イ 事務局長は、調査の結果を評価専門委員会に報告する。

ウ 評価専門委員会は、イの報告を基に、評価手法の改善の検討等を行う。

第4 留意事項

1 評価の透明性・客観性の確保

技術会議は、評価の透明性を高めるため、評価者と研究 実施主体との間で必要な場合

意見交換を行う機会をつくとともに、評価結果及びその理由を幅広く開示するよう努めることとする。さらに、外部評価者の選任に当たっては、特定の者が長期にわたり評価者となることのないよう、明確な任期を設定するものとする。

また、評価の客観性を確保する観点から、評価に当たっては、研究の効果を定量的に把握することができる評価手法を用いるよう努める。定量的な評価が困難である場合でも、客観的な情報・データ等に基づき評価を行うことに努めるものとする。

2 評価の秘密保持

評価の実施に際して、評価者は、個人情報や企業秘密の保護、知的財産権の取得等に関する秘密の保持に十分留意するものとする。

3 研究・技術開発の性格に応じた適切な配慮

評価及び評価結果の反映に当たって、技術会議は、個々の研究・技術開発や研究制度が持つそれぞれの性格を十分に考慮し、その特性に応じた評価等が行われるよう配慮するものとする。

4 評価に伴う過重な負担の回避

評価に当たっては、研究企画支援システム等のデータベースの活用、既に実施された評価資料の活用及び個々の研究の規模に応じた適切な評価手法の活用等により評価を効果的に行うよう努めるものとする。

第5 評価結果の公表

評価の基礎となったデータ、評価結果及びその理由等、これに基づいて講ずる又は講じた措置並びに評価者名について、事務局長は、個人情報や企業秘密の保護、知的財産権の取得等に配慮しつつ、インターネットを利用する等国民にわかりやすい形で、積極的に公表するものとする。

第6 その他

評価の手續、評価結果の反映方法等については、農林水産省政策評価基本計画及び本指針に定めるもののほか、事務局長が別に定めるものとする。

附 則

本指針決定日の前日において政策評価専門委員会の委員にある者は、本指針決定日に本指針第2の3の(1)の評価専門委員会の委員に委嘱されたものとみなす。ただし、委員の任期は、その者が政策評価専門委員会の委員に委嘱されたときから起算する。